

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和08年03月05日

計画の名称	鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画（重点③）												
計画の期間	令和08年度～令和12年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	滋賀県												
計画の目標	三重県と滋賀県は、鈴鹿山脈を中心とした自然豊かな環境に加え、伊賀忍者と甲賀忍者や日本三大商人の「伊勢商人」「近江商人」に代表される特有の歴史・文化を持ち、観光資源として国内外に発信している。 安土城築城450周年や彦根城の世界遺産登録など話題性のあるイベントを契機に、観光客誘致を図り、周遊観光や地域間連携、社会資本整備を通じて地域の活性化をさらに推進する。 また、関西広域地方計画「第9章 人々を魅了する関西プロジェクト」を推進するため、観光資源の活用や面としての地域づくりといった各種取組と合わせて必要な基盤整備事業を実施することで世界の人々を魅了する広域観光ルートの形成を図り、国内外観光客の効果的な誘致拡大を目指す。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	10,180	A	10,180	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	0	%

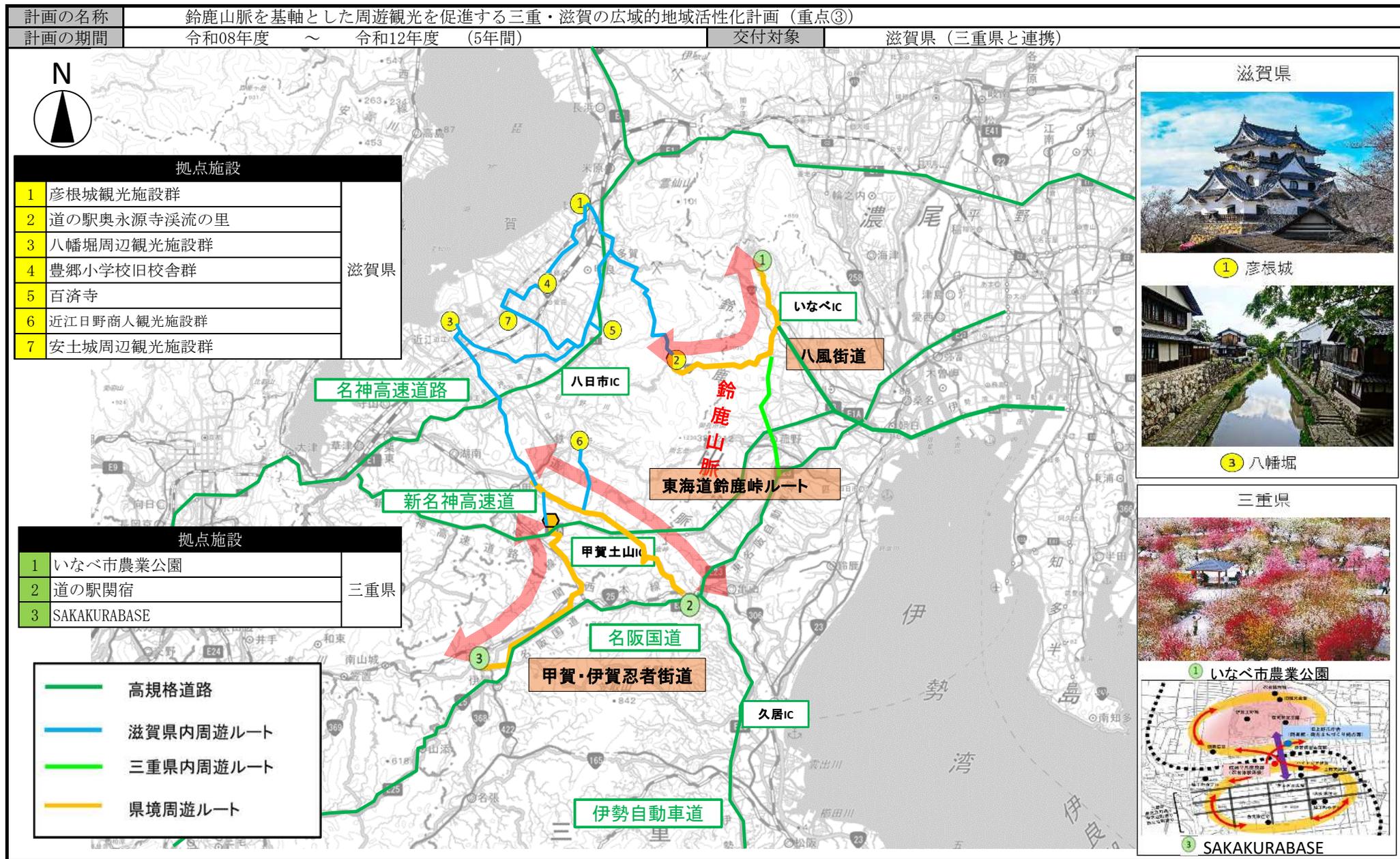
番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
	R6	R10	R12	
1	【三重県・滋賀県 共通目標】 観光入込客数3,046万人（R6）から3,198万人（R12）に増加（152万人（5%）の増加） 【三重県・滋賀県 共通目標】 観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R6の年間観光入込客数）／（R6の年間観光入込客数）	3046万人	万人	3198万人
2	【滋賀県単独目標】 滋賀県（豊郷町、東近江市、近江八幡市、日野町、甲賀市、竜王町）における観光入込客数1,382万人（R6）から1,451万人（R12）に増加（69万人（5%）の増加） 【滋賀県 単独目標】 観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R6の年間観光入込客数）／（R6の年間観光入込客数）	1382万人	万人	1451万人
3	【滋賀県単独目標】 滋賀県内の拠点施設への1日あたりの総アクセス時間を200時間・台/日（R12）短縮する 【滋賀県 単独目標】 アクセス時間の短縮効果 （アクセス時間の短縮効果）＝（Σ整備前のアクセス時間－Σ整備後のアクセス時間）×日交通量（R3交通センサス）	0時間・台/日	時間・台/日	200時間・台/日

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－
○全体事業費に占める効果促進事業（提案事業）割合は、0%となる。○その他事項については（参考様式2）整備計画関連事項に記載。												

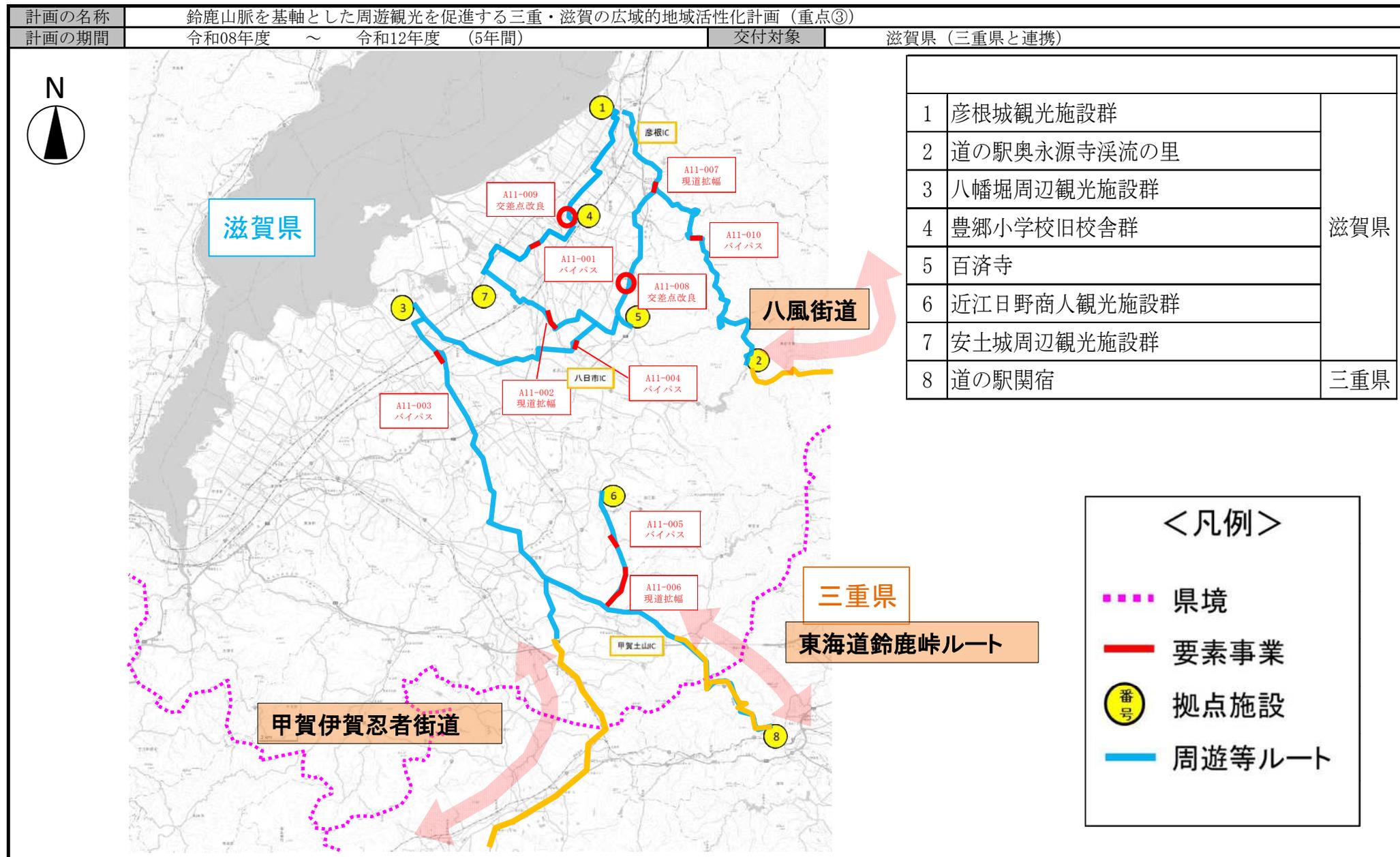
A 基幹事業																						
基幹事業（大）	番号	事業	地域	交付	直接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況			
		種別	種別	対象	間接		種別1	種別2				R08	R09	R10	R11	R12						
一体的に実施することにより期待される効果																						
備考																						
広域活性化事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 神郷彦根線 神郷 ・川原工区	バイパス L=0.7km	東近江市、愛荘 町	■	■	■			1,600	4.0	—			
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 五個荘八日市線 愛知川左岸工区	現道拡幅 L=1.5km	東近江市	■	■	■	■	■	800		—			
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 近江八幡竜王線 岩倉工区	バイパス L=2.3km	近江八幡市	■	■	■	■	■	2,350	4.0	—			
A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 雨降野今在家八日 市線 中岸本工区	バイパス L=0.8km	東近江市	■	■	■	■	■	900		—				
A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 土山蒲生近江八幡 線 鎌掛工区	バイパス L=1.1km	日野町	■	■	■	■	■	500		—				
A11-006	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 土山蒲生近江八幡 線 頓宮工区	現道拡幅 L=2.3km	甲賀市	■	■	■	■	■	900		—				

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業	地域	交付	直接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		種別	種別	対象	間接							R08	R09	R10	R11	R12			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
広域活性化事業	A11-007	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	(国) 307号 多賀・ 敏満寺工区	現道拡幅 L=0.4km	多賀町	■	■	■	■	■	700	—	
	A11-008	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	(国) 307号 上蚊野 工区	交差点改良 L=0.3km	愛荘町	■	■	■	■	■	650	—	
A11-009	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 豊郷停車場線 高 野瀬工区	交差点改良 L=0.2km	豊郷町	■	■	■	■	■	800	—		
A11-010	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 多賀永源寺線 樋 田工区	バイパス L=0.4km	多賀町	■	■	■	■	■	980	—		
											小計						10,180		
											合計						10,180		

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定							
事後：令和13年12月予定							
	拠点施設	広域的特定活動	重点地区		拠点施設	広域的特定活動	重点地区
①	彦根城観光施設群	一団地の観光施設		⑥	近江日野商人観光施設群	一団地の観光施設	
②	道の駅奥永源寺溪流の里	一団地の観光施設		⑦	安土城周辺観光施設群	一団地の観光施設	
③	八幡堀周辺観光施設群	一団地の観光施設		⑧			
④	豊郷小学校旧校舎群	一団地の観光施設		⑨			
⑤	百済寺	文化的資産の展示		⑩			
備考		・上記施設の活動は、令和8年1月20日の近畿圏広域地方計画協議会にて広域連携プロジェクト「人々を魅了する関西プロジェクト」に沿ったものとして確認がなされた活動・施設である。					
連携先都道府県との連携について							
連携方針	<p>三重県北勢地域及び滋賀県東近江地域は、県境に位置する「鈴鹿山脈」を中心に自然豊かな環境や、歴史など地域の特色を活用した観光資源が多数存在する。また両地域は古来より伊勢と近江を結ぶルートとして峠越えが盛んに利用され、現在においても交流が深い地域であり、中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」の構成地域にも属するなど、観光客の誘致に力を注いでいるところである。これまで魅力的な観光資源が交通の不便さにより逃避されていたが、新名神高速道路や「鈴鹿山脈」を横断する国道306号、国道421号も整備され、「鈴鹿山脈」を中心とした周遊ルートが確立されつつある。これらの広域交通ネットワークを活かし、さらに本計画において一部補うことで、周遊観光の推進や両地域で行われている施策の連携、地域の交流に合わせた社会資本整備を進め地域の活性化をさらに推進する。</p> <p>また、広域連携プロジェクトである関西広域地方計画の「第9章 人々を魅了する関西プロジェクト」を推進するため、彦根城をはじめとする豊富で個性豊かな歴史や伝統等の文化資産を保全又は創出し、継承していくとともに、観光資源への活用や面としての地域づくり、世界遺産への登録などの各種取組と合わせて必要な基盤整備事業を実施することで世界の人々を魅了する広域観光ルートの形成を諮り、国内外観光客の効果的な誘致拡大を目指す。</p>						
推進体制	新規整備計画の策定に伴い、三重県、滋賀県の当事者が集う会議を開催していく。						
具体的な取組内容	両県で情報共有や事業進捗に関する報告を行う会議を実施し、今後の整備方針の検討を行い、当該地域の広域観光ルート形成や観光拠点へのアクセス道路の整備などを推進する。						
整備方針				整備方針に合致する主な事業			
①	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める			A11-001、A11-003			
②	拠点施設へのアクセス時の快適性、安全性を高める			A11-002、A11-004、A11-005、A11-006、A11-007、A11-008、A11-009、A11-010			
交付対象事業に関連して実施される主な事業							
その他							
(広域的地域活性化のために連携して実施する施策)							
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく第2期滋賀県全域基本計画（計画主体：滋賀県 計画期間：令和4年度～令和10年度末）							
連携内容：琵琶湖をはじめとする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした観光・スポーツ分野							
・デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ビジョンに基づき実施される事業を含む計画							
連携内容：連携なし							
・農山漁村活性化法に基づく活性化計画							
連携内容：連携なし							
・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画							
連携内容：連携なし							

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	4,581.0 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	62,755.5 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	4,581.0 百万円	
						交付率	45.0 %
						提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S	2,090 km ²	T	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)		当該広域的な地域活性化基盤整備計画の計画期間	
$\pi : 3.14$		令和8年度 ~ 令和12年度	
r: 最短距離	25.8		
拠点施設から都道府県の境界までの距離	25.8 km		
拠点施設から海岸線までの距離	53.1 km		
r ₀ :	10 km		
R:	$r \geq r_0$ ゆえ、25.8 km		
C	1,201 万円/km ² ・年度		
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額			
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)			

$S \times C \times T \times 0.5 =$	62,756 百万円
------------------------------------	------------

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	10,180 百万円	$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	9,162.0
	提案事業(B)	0 百万円	$\alpha 2 = 12A / 11 =$	11,105.5
	合計	10,180 百万円	$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X) : $\alpha / 2 =$	4581.0 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
彦根城観光施設群	11.4	45.7	11.4
道の駅 奥永源寺溪流の里	6.3	29.6	6.3
八幡堀周辺観光施設群	21.3	49.8	21.3
豊郷小学校旧校舎群	13.9	44.8	13.9
百済寺	14.7	38.6	14.7
近江日野商人施設群	15.3	36.5	15.3
安土城周辺観光施設群	25.8	53.1	25.8

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
安土城周辺観光施設群	25.8	53.1

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	彦根城観光施設群	所在地	滋賀県彦根市
設置主体	彦根市	管理・運営主体	彦根城運営管理センター
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:982人(内県内:167千人 県外:815千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和6年度～令和12年度

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

彦根藩35万石の城下町として発展してきた歴史があり、彦根市の象徴である彦根城天守閣を含む特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、更に旧城下町の面影を残す町並みや社寺などが数多く残っている。また、夢京橋キャッスルロードの飲食店や、彦根キャッスルリゾート&スパなどのホテル、観光案内所などの施設が建ち並ぶ観光施設群として、「一団地の観光施設」を形成している。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

A11-009(一)豊郷停車場線 高野瀬工区は当該施設と拠点施設豊郷小学校旧校舎群を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、高野瀬交差点は右折レーンが未整備であるため慢性的な渋滞が発生している。そのため交差点改良を行い、拠点間のアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。

また、A11-007(国)307号 多賀・敏満寺工区、A11-008(国)307号 上蚊野工区は当該施設と拠点施設百済寺を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、幅員狭隘箇所や慢性的な渋滞の要因となる交差点が存在することから、現道拡幅や交差点改良を実施し、通行安全性の確保とアクセス性の向上を実現することで、観光客の増加を支援する。

さらに、A11-010(主)多賀永源寺線 樋田工区は当該施設と、拠点施設道の駅奥永源寺溪流の里を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、一部区間に線形不良箇所が存在するためバイパス整備を実施することでアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

国宝彦根城をはじめ、名勝玄宮楽々園の歴史的資産、彦根城博物館の観覧など、見どころが多く県内の観光入込客数が毎年のようにTOP10に入る観光地であり文化観光拠点・地域の整備を進めている。全国のゆるキャラブームの火付け役でもある「ひこにゃん」を筆頭に、全国のご当地キャラが集まる「ご当地キャラ博」を開催しており、全国各地のみならず、海外からも多くの観光客が訪れている。

県と彦根市は世界遺産暫定一覧表に掲載されている「彦根城」の令和10年度世界遺産登録を目指しており、彦根城世界遺産登録推進協議会を立ち上げHPをはじめとした多くの方法で世界遺産登録のPR活動を行っており、登録によって全国および世界中にその価値を知られるようになる。世界遺産登録を記念する誘客イベント開催予定であるとともに、世界遺産登録に向けて新たな宿泊施設と飲食施設を併設したTHE BANK HATAGO HIKONEが令和7年度に整備されるなど、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行っている。さらに世界遺産登録のスケジュールが具体的に示された際には、それに向けて夢京橋キャッスルロードの飲食施設のリニューアル含めて検討中であることから、国際観光拠点・広域観光拠点として更なる観光入込客数の増加が見込まれる。

<該当する広域連携プロジェクト>

第9章 人々を魅了する関西プロジェクト

(1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。

(6)新しい日本文化の創造・発信

世界遺産暫定一覧表に掲載されている「彦根城」、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の登録に向けた取組を推進し、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	道の駅奥永源寺溪流の里	所在地	滋賀県東近江市蓼畑町
設置主体	東近江市	管理・運営主体	一般社団法人奥永源寺溪流の里
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:367千人(内県内:114千人 県外:253千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和8年度～令和11年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 滋賀県と三重県を結ぶ国道421号の県境付近にある道の駅である。周辺には行楽シーズンに多くの観光客が訪れる「永源寺」もあり、近畿圏だけでなく、中部圏からの観光客も多く行き交う主要交通ルートである国道421号の中で唯一の道の駅である。道の駅内では、周辺施設の観光施設を案内している鈴鹿10座ビジターセンターや、飲食施設がある観光施設群として「一団地の観光施設」を形成している。 ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ A11-010(主)多賀永源寺線 樋田工区は当該施設と、拠点施設彦根城観光施設群を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、一部区間に線形不良箇所が存在するためバイパス整備を実施することでアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
近畿圏だけでなく、中部圏からの観光客も多く行き交う主要交通ルートである国道421号の中で唯一の道の駅であり、遠方からの旅路の疲れを癒すために、地元の食材を使った食事や、幻の銘茶と謳われる「政所茶」を提供していることが人気で多くの人が訪れる。また、周辺に歴史・文化を感じられる神社・仏閣が多くあるため、休憩と合わせて歴史体験もできる施設であることから多くの観光客が訪れている。 令和7年に10周年を迎えることから、「道の駅奥永源寺溪流の里10周年記念セレモニー」が開催される。先んじて昨年12月にも同様のイベントが開催されており、その場では、奥永源寺溪流の里を拠点とした自動運転サービスに用いられる自動運転車両の愛称決定セレモニーが行われた。近年全国的にも注目度の高い自動運転の取り組みを実施しており、「中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス」は全国で3番目、西日本では最初に当施設が取り入れたものであり非常に注目される中で、周年イベントに合わせてその取り組みを広く周知しており、その注目度の高さから、今後観光客が増えることが期待できる。 また、旧中学校校舎を活用して運営している現施設について、令和7年度にバリアフリー化等を含めた今後の整備方針を検討し、令和8年度からの4年程度を目途に再整備するなど、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を実施している。老朽化した施設のリニューアル実施により、今以上に観光客が立ち寄りやすい空間を目指しており、整備後はリニューアル記念イベントや、観光案内エリアの拡大、周辺の施設と連携した更なる地域観光情報の発信など観光案内施設としての充実を図る取組等を実施予定であるなど、文化観光拠点・地域の整備を促進しており、今以上に多くの観光客が訪れることが期待できる。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	八幡堀周辺観光施設群	所在地	滋賀県近江八幡市多賀町
設置主体	近江八幡市	管理・運営主体	近江八幡市、地域住民
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:205千人(内県内:47千人 県外:158千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和7年度～令和8年度

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

八幡堀は、安土桃山時代に豊臣秀次の八幡山城の城下町を形成する際に、琵琶湖と城下町を結ぶ運河として整備され、近江商人の発祥と発展に貢献し、城下町が栄える要因となった町の大動脈である。周辺には白雲館観光案内所や旅籠 八(HATAGO WAKATSU)をはじめとした宿泊施設、千成亭等の飲食施設が立ち並ぶ観光施設群として「一団地の観光施設」を形成している。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

A11-003(主)近江八幡竜王線 岩倉工区は当該施設と、三重県の拠点施設道の駅関宿を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、一部人家中の道路幅員が狭隘であることに起因して渋滞を引き起こしているため、バイパス整備によりアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。

また、A11-004(一)雨降野今在家八日市線 中岸本工区は当該施設と、拠点施設百済寺を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、こちらも一部人家中の道路幅員が狭隘であるためバイパス整備によりアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

町並みは現代では、時代劇や映画、ドラマのロケ地としても多く利用されていることから、聖地巡礼目的の観光客をはじめとして多くの観光客が訪れている。また、行政と民間企業が連携して文化観光拠点・地域の整備の促進を図っており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客誘致を進めるなど『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行っている。

令和4年度からライトアップを実施しており、夜間の散策等も可能となったことから、以前よりも多くの観光客の誘致に繋がっている。

現在、ライトアップの範囲を拡大するための工事を実施中であり、令和8年度中を目途に工事を完了予定である。工事完了後には全体のリニューアルを記念したイベントを開催予定であるとともに、現在の範囲よりも広範囲でのライトアップイベントも開催される。また、八幡堀周辺の飲食店「食堂まる」が令和7年8月に新たにオープンするなど、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行っており、今後更なる集客が見込める。

<該当する広域連携プロジェクト>

第9章 人々を魅了する関西プロジェクト

(1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名	八幡堀周辺観光施設群		
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体
<観光案内施設>			
白雲館	滋賀県近江八幡市為心町9-1	近江八幡市	一般社団法人近江八幡観光物産協会
<ホテル・旅館等の宿泊施設>			
旅籠 八(HATAGO WAKATSU)	滋賀県近江八幡市玉屋町6	(株)HATAGO	(株)HATAGO
ゲストハウス真	滋賀県近江八幡市新左衛門町11	(株)LOCUS	(株)LOCUS
ゲストハウス澁	滋賀県近江八幡市玉木町1丁目9	(株)LOCUS	(株)LOCUS
<飲食店等の食事施設>			
八幡堀テラス ほりかふえ	滋賀県近江八幡市多賀町743	ほりかふえ	ほりかふえ
クラブハリエ 日牟禮館	滋賀県近江八幡市宮内町246	(株)クラブハリエ	(株)クラブハリエ
たねや 日牟禮館	滋賀県近江八幡市宮内町4	(株)たねや	(株)たねや
千成亭 八幡堀店	滋賀県近江八幡市大杉町12	(株)千成亭風土	(株)千成亭風土
食堂まる	滋賀県近江八幡市仲屋町中12	食堂まる	食堂まる

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	豊郷小学校旧校舎群	所在地	滋賀県豊郷町石畑
設置主体	豊郷町	管理・運営主体	豊郷町観光協会
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:76千人(内県内:27千人 県外:49千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 近代日本経済の基礎を築いた近江商人をはじめ、幾多の傑出した先人を世に送り出している地域である。豊郷小学校旧校舎群は、近江商人である商社「丸紅」の専務であった古川鉄治郎氏によって寄贈され、建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズ氏の設計で建てられた白亜の教育殿堂、東洋一の小学校と称される建造物である。当該施設敷地内には豊郷町観光案内所やうさかめカフェといった飲食施設があるとともに、旧校舎内で土産物の提供等も行っているなど「一団地の観光施設」を形成している。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当該施設と拠点施設文芸の郷を結ぶ周遊ルートである国道8号は慢性的な渋滞箇所が複数存在しており、アクセス性に課題がある。A11-001(一)神郷彦根線 神郷・川原工区によりバイパス整備を実施することで、拠点間の走行アクセス性を向上し観光客の増加を支援する。 また、A11-009(一)豊郷停車場線 高野瀬工区は当該施設と拠点施設彦根城観光施設群を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、高野瀬交差点は右折レーンが未整備であるため慢性的な渋滞が発生している。そのため交差点改良を行い、拠点間のアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
豊郷小学校旧校舎は過去に軽音楽アニメの舞台となったことから、その界隈の聖地と謳われている。世界から人を呼べるキラコンテンツに成長しつつある日本アニメの影響力を活かし、アニメ・音楽の力で地域を活性化することを目的に高校生バンドにスポットを当てた全国大会「とよさと軽音楽甲子園」を開催している。全国から多くの応募があるなど、全国的にも注目が高く、この大会を目的として訪れる人も多い。 豊郷小学校旧校舎内に観光案内所や飲食施設、土産物の提供を行う施設を設け、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を実施している。 令和11年には、豊郷小学校旧校舎群のリニューアルから20周年を迎えることから、その歴史や培ってきた文化を伝える展示等をはじめとした周年イベントを開催予定であるとともに、本施設が全国的に一躍有名となるきっかけとなった軽音楽アニメの放送開始からも同じく20周年を迎えるため、それに合わせて施設内での記念展示イベントの開催を実施予定であるなど、文化観光拠点・地域の整備を進めており、広域観光拠点として更なる観光入込客数の増加が見込まれる。			
<該当する広域連携プロジェクト> 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。 (6)新しい日本文化の創造・発信 ・2023年の文化庁移転を契機とした、関西からの日本の歴史・文化の更なる魅力発信を促進する。また、世界から人を呼べるキラコンテンツに成長しつつある日本アニメについて、作品の舞台を巡る旅である「聖地巡礼」などを通じて、地域の魅力再発見につながる情報発信を検討する。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	百済寺	所在地	滋賀県東近江市百済寺町323
設置主体	百済寺	管理・運営主体	百済寺
拠点施設の区分	法第二条第2項第三号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(2)
拠点施設データ	令和6年観光客数:48千人(内県内:21千人 県外:27千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 滋賀県東近江市にある天台宗の古刹で、606年に聖徳太子が創建したとされる近江最古級の仏教寺院である。度重なる火災や戦乱、織田信長の焼き討ちにより全焼したものの江戸時代に再建されており、現在の本堂は国の重要文化財にも指定されている。この重要文化財である本堂を通年で公開しているとともに、国重要文化財であり現存する奈良時代最大級の木造仏で知られる釈迦山百済寺のご本尊「十一面観音菩薩」を期間限定の特別参拝で公開するなど、1400年の歴史・文化を感じることができる『教養文化施設』である。			
＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ A11-007(国)307号 多賀・敏満寺工区、A11-008(国)307号 上蚊野工区は当該施設と拠点施設彦根城観光施設群を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、一部区間に幅員狭隘箇所が存在するため現道拡幅を行うとともに、右折レーンがなく渋滞が著しい交差点においては交差点改良を行うことで、拠点間のアクセス性や通行安全性を向上させ、観光客の増加を支援する。 また、A11-002(一)五個荘八日市線 愛知川左岸工区は当該施設と拠点施設文芸の郷を結ぶ主要なルート上に位置しているが、一部区間に幅員狭隘箇所が存在するため現道拡幅を実施することで通行安全性や拠点間のアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 百済寺は日本の紅葉百選に選ばれ、「地上の天国」とも称されるほど紅葉が有名であるとともに、その紅葉の時期に合わせたライトアップイベントも実施するなどして、多くの集客がある施設である。また、SNSを活用した情報発信やフォトコンテストの開催など、老若男女問わず多くの人に情報を提供しており、今後も継続的な集客が期待できる。 令和11年度には、国史跡指定20周年を迎えるため、これまでの歴史等を振り返る展示をはじめとした記念したイベントも企画されるなど、 <u>文化観光拠点・地域の整備を進めており</u> 、百済寺の1400年以上の歴史や伝統・文化を活かした『 <u>文化的資産の展示</u> 』により国内外からの来訪者の更なる増加が期待できる。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、 <u>文化観光拠点・地域の整備の促進を図る</u> 。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	近江日野商人観光施設群	所在地	滋賀県蒲生郡日野町蒲生郡大窪
設置主体	日野観光協会ほか	管理・運営主体	日野観光協会ほか
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号 口(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:37千人(内県内:19千人 県外:18千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 滋賀県蒲生郡日野町に現存する近江日野商人の旧邸宅を利用した資料館をはじめ、大阪商人、伊勢商人と並ぶ「日本三大商人」である近江商人の一支流をなす近江日野商人の築いてきた歴史や地域固有の文化を伝える施設が集約した地域である。日野商人の文化が残る街並みで「日野商人街道」と称される通り沿いには、観光案内所である日野観光協会や土産物の提供等をおこなう日野まちかど感応館、同館の新館みかく等の飲食施設、旅籠 別邸 六花等の宿泊施設が建ち並び『一団地の観光施設』を形成している。			
＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ A11-005(主)土山蒲生近江八幡線 鎌掛工区、A11-006(主)土山蒲生近江八幡線 頓宮工区は当該施設と、三重県の拠点施設道の駅関宿を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、幅員狭隘箇所が存在しているため、それぞれバイパス整備や現道拡幅を行い、アクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 日野商人街道と称される古い街並みの残る施設群の中に位置する日野まちかど感応館では、江戸時代に日野椀に代わる行商品となった合薬「万病感応丸」を創製した正野玄三家の旧薬店の資料展示を通じて近江日野商人の歴史・文化を発信するとともに、同敷地内で家族・ふるさとをテーマにした現代アートの展示等も行うなど、文化観光拠点・地域の整備を推進している。また、同施設内は観光案内所としての機能を持つとともに、その周辺の日野商人街道には数多くの飲食施設や宿泊施設が立ち並び、『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行っている。 令和7年10月に飲食施設の「日野守貞」、「守貞Cafe」、宿泊施設の「別邸千鳥」の3店舗が新たな経営体制となり、今後更なる集客に向けての新たな取り組みを検討中であるとともに、令和9年度には日野観光協会を中心に、施設周辺に多く存在する文化財を提示する共同のイベントが企画されており、この新たな取り組みを通じて地域の歴史・文化をさらに広く発信していくことで、更なる集客が期待できる。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名	近江日野商人観光施設群		
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体
<観光案内施設>			
日野観光協会	滋賀県蒲生郡日野町村井1284	日野観光協会	日野観光協会
<飲食店等の食事施設>			
日野まちかど感応館みかく	滋賀県蒲生郡日野町大窪643	日野観光協会	日野観光協会
喫茶ひのき	滋賀県蒲生郡日野町村井1284	日野町	日野町
石挽そば 守貞	滋賀県蒲生郡日野町村井1365	守貞	守貞
<宿泊施設>			
旅籠 別邸 六花	滋賀県蒲生郡日野町村井1370	守貞	守貞
旅籠 別邸 千鳥	滋賀県蒲生郡日野町村井1365	守貞	守貞
<その他の役務の提供(土産物の提供)>			
日野まちかど感応館	滋賀県蒲生郡日野町村井1284	日野観光協会	日野観光協会

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	安土城周辺観光施設群	所在地	滋賀県近江八幡市安土町桑実寺
設置主体	公益財団法人安土町文芸の郷振興事業団	管理・運営主体	公益財団法人安土町文芸の郷振興事業団
拠点施設の区分	法第二条第2項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第1項第一号ロ(1)
拠点施設データ	令和6年観光客数:55千人(内県内:9千人 県外:46千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 滋賀県近江八幡市安土町にある安土城跡を中心に戦国時代をはじめとする歴史や地域文化を伝える施設が集約した地域である。 周辺には観光案内を行う安土城天主信長の館や、レストランムエールや文芸の郷レストランといった飲食施設、土産物の提供を行うミュージアムショップ等が立ち並ぶ観光施設群として「一団地の観光施設」を形成している。			
＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 当該施設群と、拠点施設豊郷小学校旧校舎群を結ぶ周遊ルートである国道8号は慢性的な渋滞箇所が複数存在しており、走行性に課題がある。A11-001(一)神郷彦根線 神郷・川原工区によりバイパス整備を実施することで、拠点間のアクセス性を向上し観光客の増加を支援する。 また、A11-002(一)五個荘八日市線 愛知川左岸工区は当該施設群と、拠点施設百済寺を結ぶ主要な周遊ルート上に位置しているが、一部区間に幅員狭隘箇所が存在するため、現道拡幅を行い、走行安全性と拠点間のアクセス性を向上させ、観光客の増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
安土城の歴史や文化の体験だけにとどまらず、地域全体でミュージックフェスティバルやコンサートも開催され、歴史・文化・芸術が融合した地域として県内外の注目を集めており、地域全体で『観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動』を行い、誘客を進めている。 安土城の魅力を広く発信していく取り組みである「幻の安土城」復元プロジェクトが進められており、令和8年に安土城築城450年を迎えることから、安土城と関連する人物や施設の展示をはじめとする関連イベントを実施予定である。また、令和8年のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」に関連して戦国の歴史を学べるイベントやキャンペーンを実施予定である。戦国武将の中でも知名度の高い「織田信長」にゆかりの深い安土城の築城450年イベントと、大河ドラマという影響力の大きいコンテンツを融合させた文化観光拠点・地域の整備により、魅力的な『文化的資産の展示』が歴史ファンのみならず全国から注目され、更なる観光入込客数の増加が非常に期待できる。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 第9章 人々を魅了する関西プロジェクト (1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等 ・地域文化の保存、継承、振興と地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地域の整備の促進を図る。			

(確認様式3)

道路

都市計画道路名又はその他道路名 注1)	番号	区間	道路区分 注2)	事業主体	事業手法 注3)	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付事業費 百万円	交付事業における事業期間 (年度)	事業内容 注4)	都市計画決定 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性		整備効果等 注6)	供用等 注7)	備考 注8)	
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m					自 (拠点施設)	至 注5)				
<道路>																							
一般県道 神郷彦根線	A11-001	神郷・川原	地	滋賀県	—	改築	700	—	6.5	—	2.0	—	3.0	1,600	R8～R10	バイパス整備	—	豊郷小学校旧校舎群	安土城周辺観光施設群	未改良区間(L=0.7km)の解消	全線完成供用L=0.7km(R10.3予定)	T21=6,284台/日、K=0.6	
一般県道 五個荘八日市線	A11-002	愛知川左岸	地	滋賀県	—	改築	1,500	4.0	6.0	1.0	2.0	—	2.5	800	R8～R12	現道拡幅(幅員確保等)	—	安土城周辺観光施設群	百済寺	未改良区間(L=1.5km)の解消	全線完成供用L=1.5km(R13.3予定)	T21=7,813台/日、K=0.66	
主要地方道 近江八幡竜王線	A11-003	岩倉	地	滋賀県	—	改築	2,300	6.0	6.5	2.0	2.0	—	3.0	2,350	R8～R12	バイパス整備	—	八幡堀周辺観光施設群	道の駅関宿	未改良区間(L=2.3km)の解消	全線完成供用L=2.3km(R13.3予定)	T21=10,121台/日、K=0.7	
一般県道 雨降野今在家八日市線	A11-004	中岸本	地	滋賀県	—	改築	800	5.5	9.0	2.0	3.0	1.0	6.0	900	R8～R12	バイパス整備	—	八幡堀周辺観光施設群	百済寺	未改良区間(L=0.8km)の解消	全線完成供用L=0.8km(R10.3予定)	T21=1,010台/日、K=0.14	
主要地方道 土山蒲生近江八幡線	A11-005	鎌掛	地	滋賀県	—	改築	1,100	4.6	5.5	1.0	2.0	—	—	500	R8～R12	バイパス整備	—	近江日野商人施設群	道の駅関宿	未改良区間(L=1.1km)の解消	全線完成供用L=1.1km(R10.3予定)	T21=74台/日、K=0.25	
主要地方道 土山蒲生近江八幡線	A11-006	頓宮	地	滋賀県	—	改築	2,300	4.6	5.5	1.0	2.0	—	—	900	R8～R12	現道拡幅(幅員確保等)	—	近江日野商人施設群	道の駅関宿	未改良区間(L=2.3km)の解消	全線完成供用L=2.3km(R10.3予定)	T21=1,105台/日、K=0.19	
一般国道 307号	A11-007	多賀・敏満寺	国	滋賀県	—	改築	400	6.5	15.0	2.0	2.0	—	—	700	R8～R12	現道拡幅(幅員確保等)	—	彦根城観光施設群	百済寺	未改良区間(L=0.4km)の解消	全線完成供用L=0.4km(R10.3予定)	T21=11,062台/日、K=0.95	
一般国道 307号	A11-008	上蚊野	国	滋賀県	—	改築	300	6.5	10.5	2.0	2.0	—	—	650	R8～R12	交差点改良	—	彦根城観光施設群	百済寺	未改良区間(L=0.3km)の解消	全線完成供用L=0.3km(R10.3予定)	T21=12,461台/日、K=1.09	
一般県道 豊郷停車場線	A11-009	高野瀬	地	滋賀県	—	改築	200	6.5	10.5	2.0	2.0	—	—	800	R8～R12	交差点改良	—	彦根城観光施設群	豊郷小学校旧校舎群	未改良区間(L=0.2km)の解消	全線完成供用L=0.2km(R10.3予定)	T21=1,980台/日、K=0.39	
主要地方道 多賀永源寺線	A11-010	樋田	地	滋賀県	—	改築	400	5.5	8.5	2.0	2.0	—	—	980	R8～R12	バイパス整備	—	彦根城観光施設群	道の駅奥永源寺溪流の里	未改良区間(L=0.4km)の解消	全線完成供用L=0.4km(R10.3予定)	T21=210台/日、K=0.05	

(参考)

<関連事業>																							

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。

注3)<関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5)要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、IC等)途上の事業なのかを明確にすること。

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(○、○予定)」、「部分供用L=○m(○、○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。(バイパス、交差点改良は混雑度を必ず記載する。)また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(T=●●台/日)、混雑度(K=●●)等 ※交通量は最新のセンサデータをを用いて記載すること。T●●は観測年度の西暦の下2桁

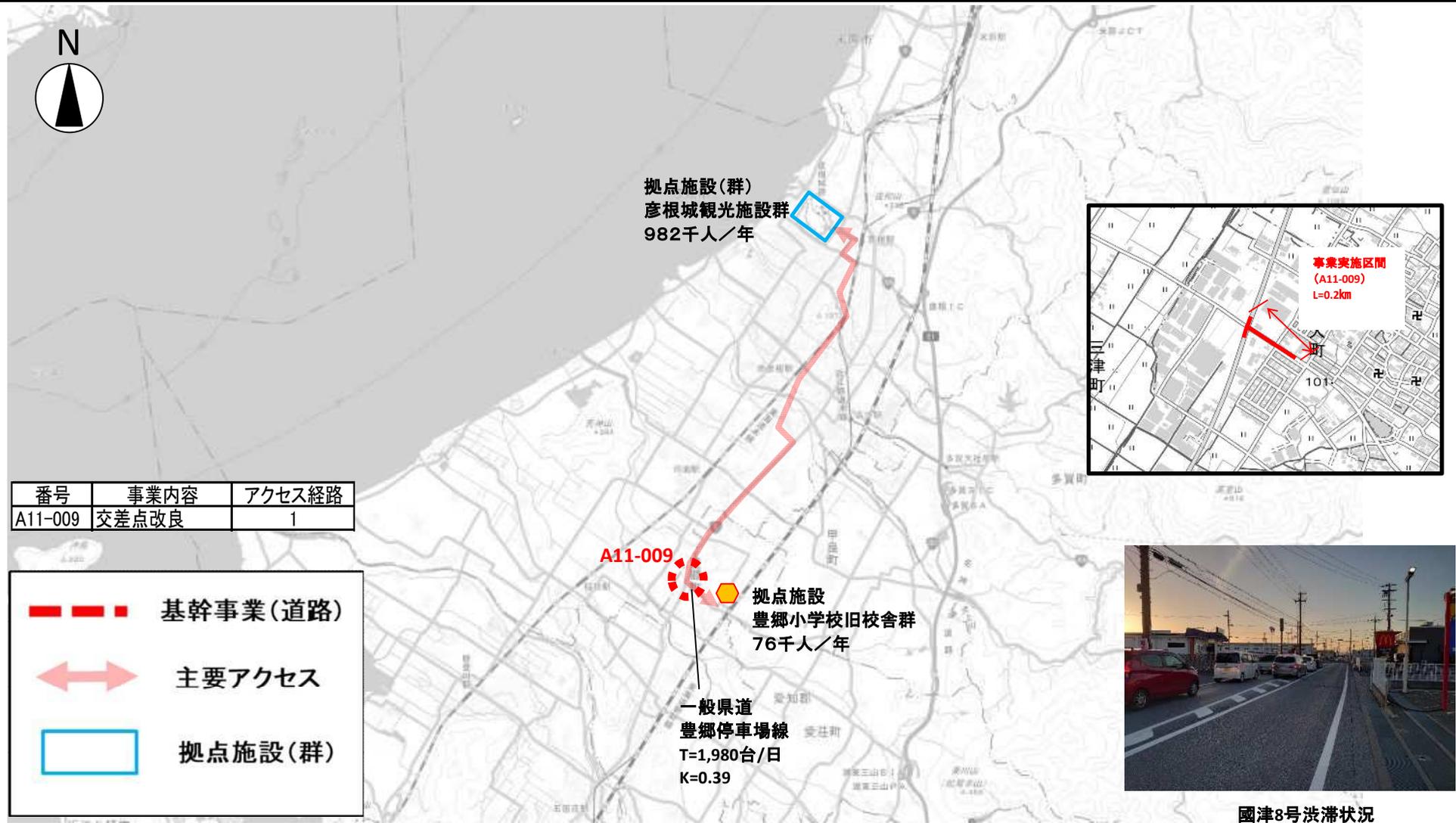
・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせる効果的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

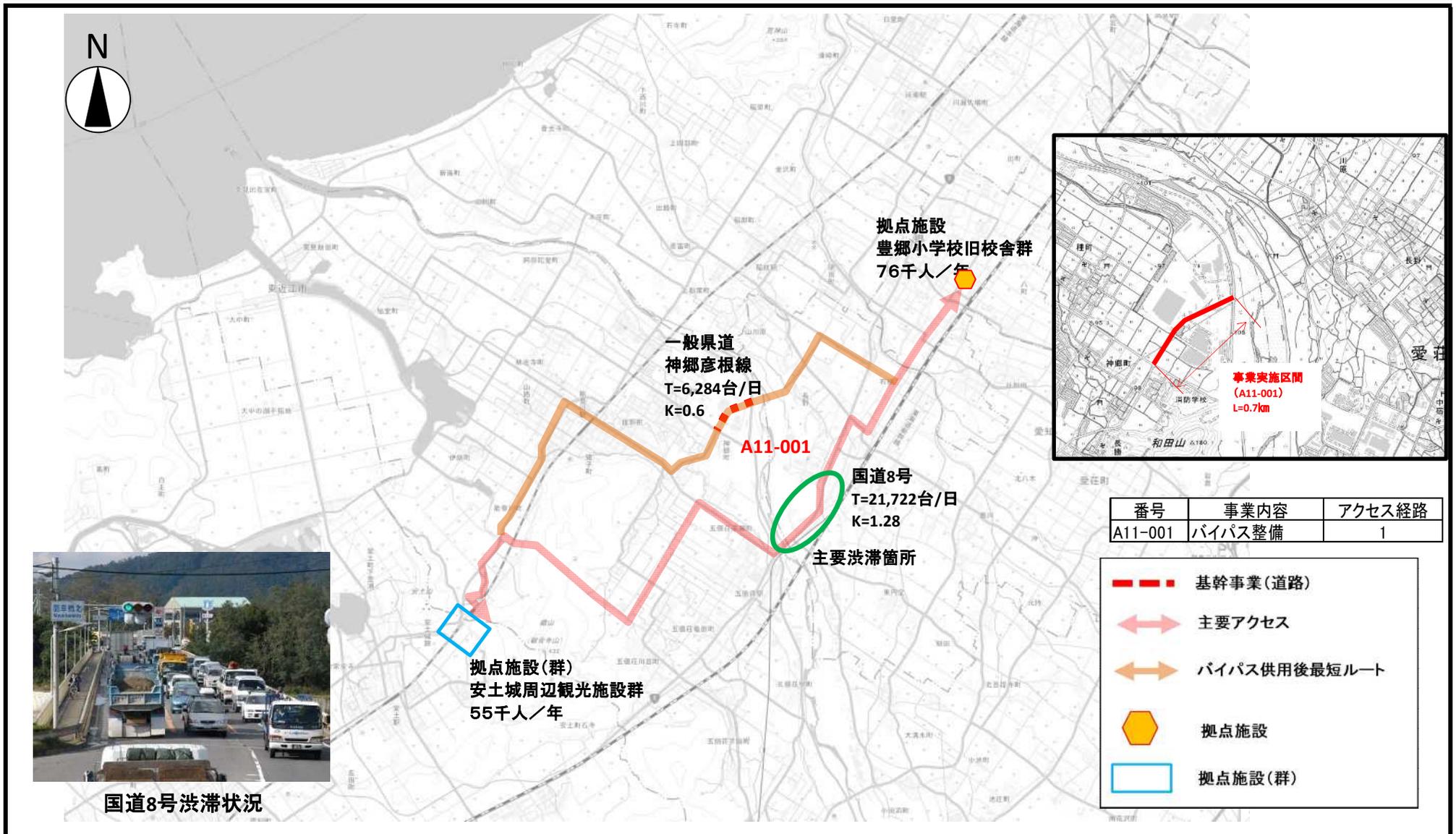
※不足する場合は適宜行を追加すること。

※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は、交付対象外。

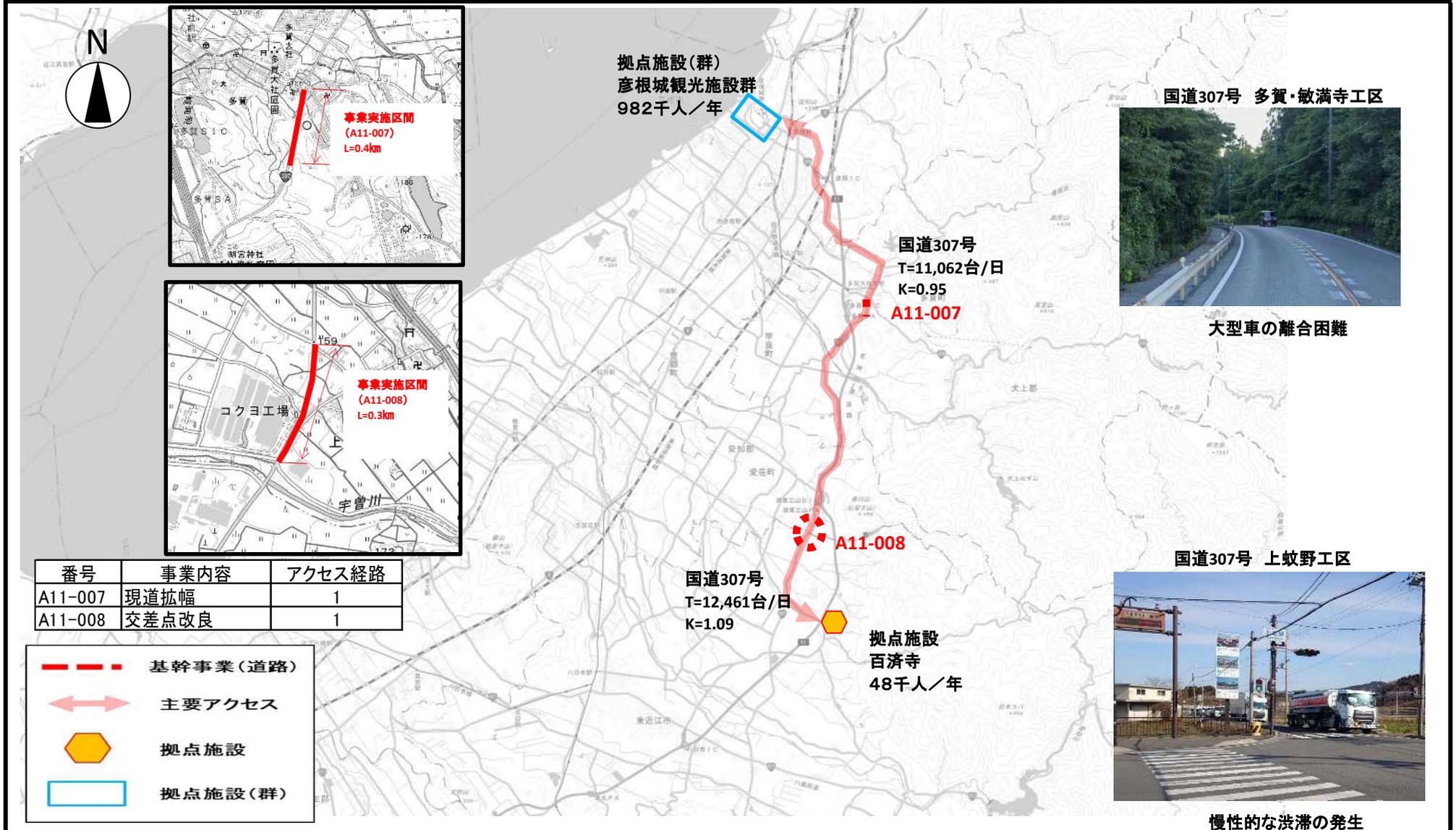
(一) 豊郷停車場線 高野瀬工区(滋賀県) 事業実施箇所図



(一)神郷彦根線 神郷・川原工区(滋賀県) 事業実施箇所図



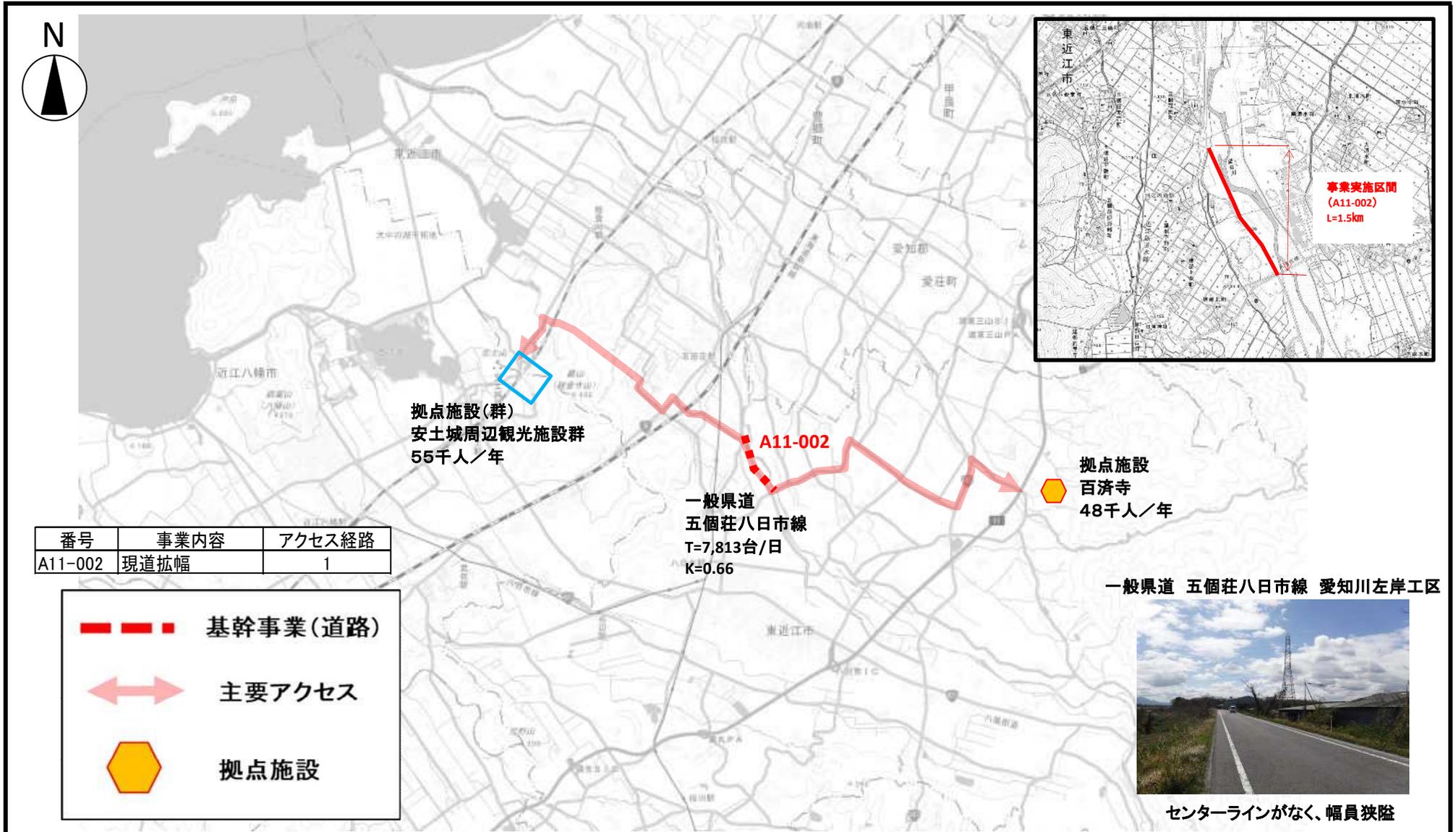
(国)307号 多賀・敏満寺工区、(国)307号 上蚊野工区(滋賀県) 事業実施箇所図



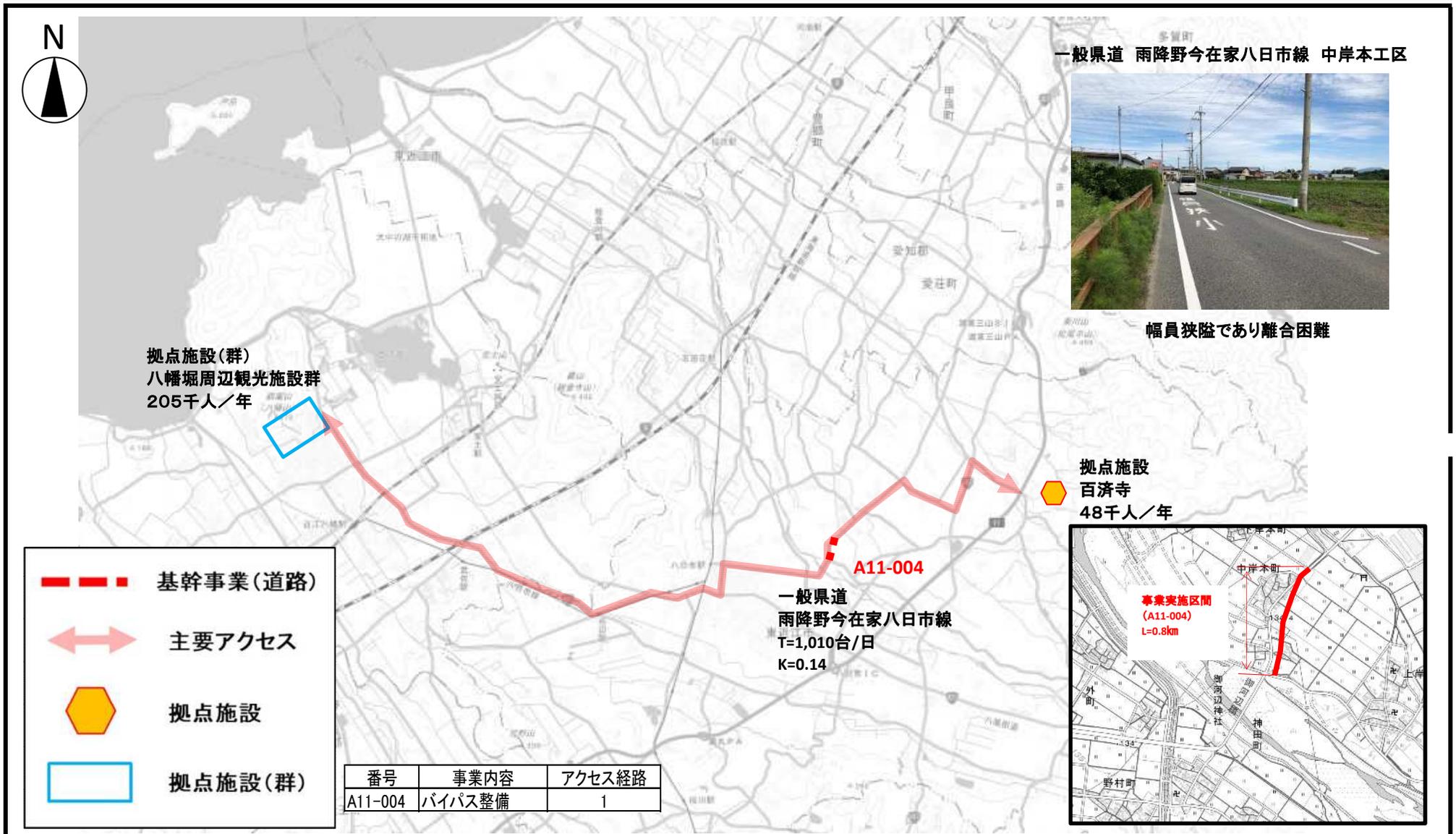
(主)多賀永源寺線 樋田工区(滋賀県) 事業実施箇所図



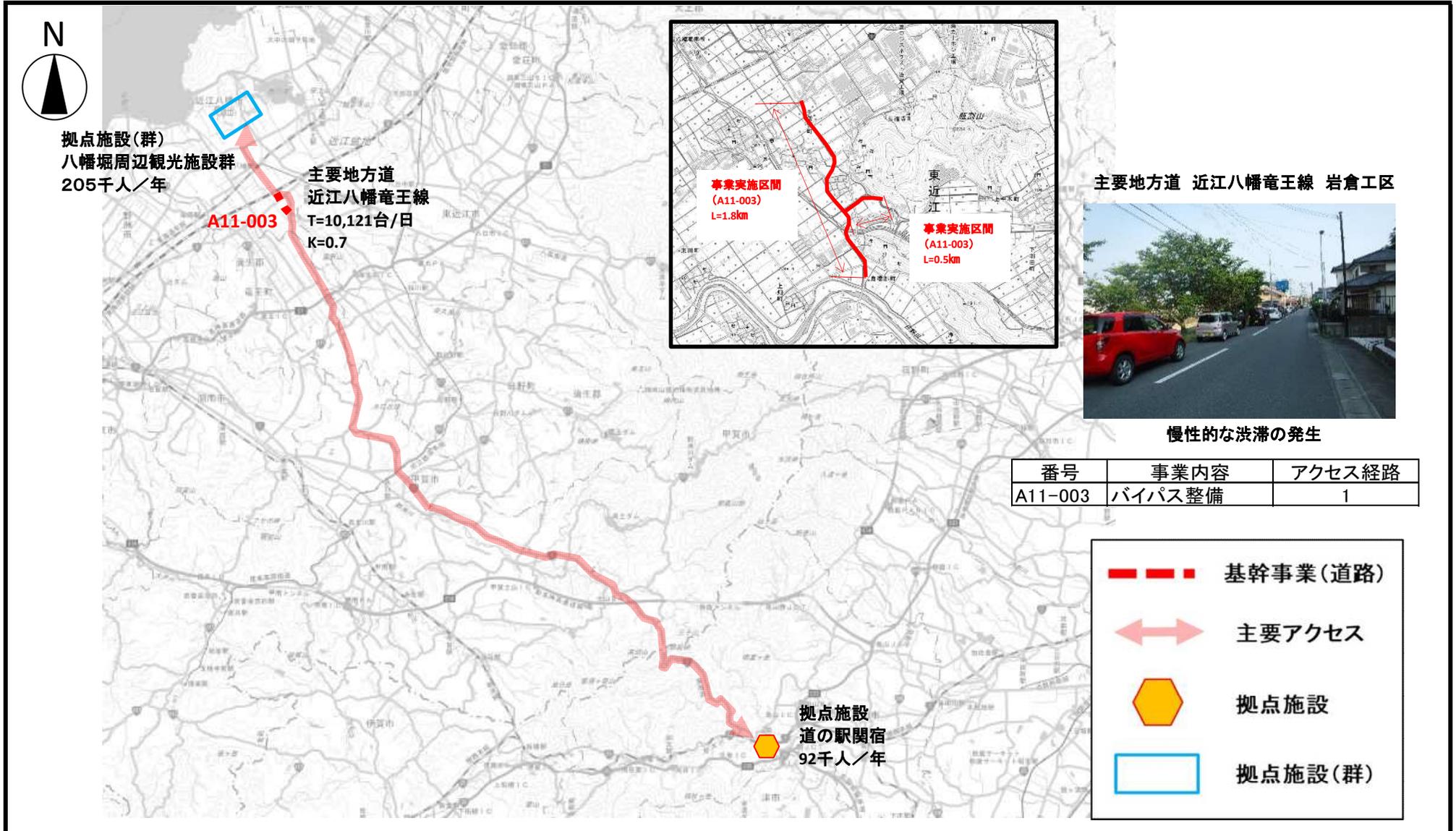
(一)五個荘八日市線 愛知川左岸工区(滋賀県) 事業実施箇所図



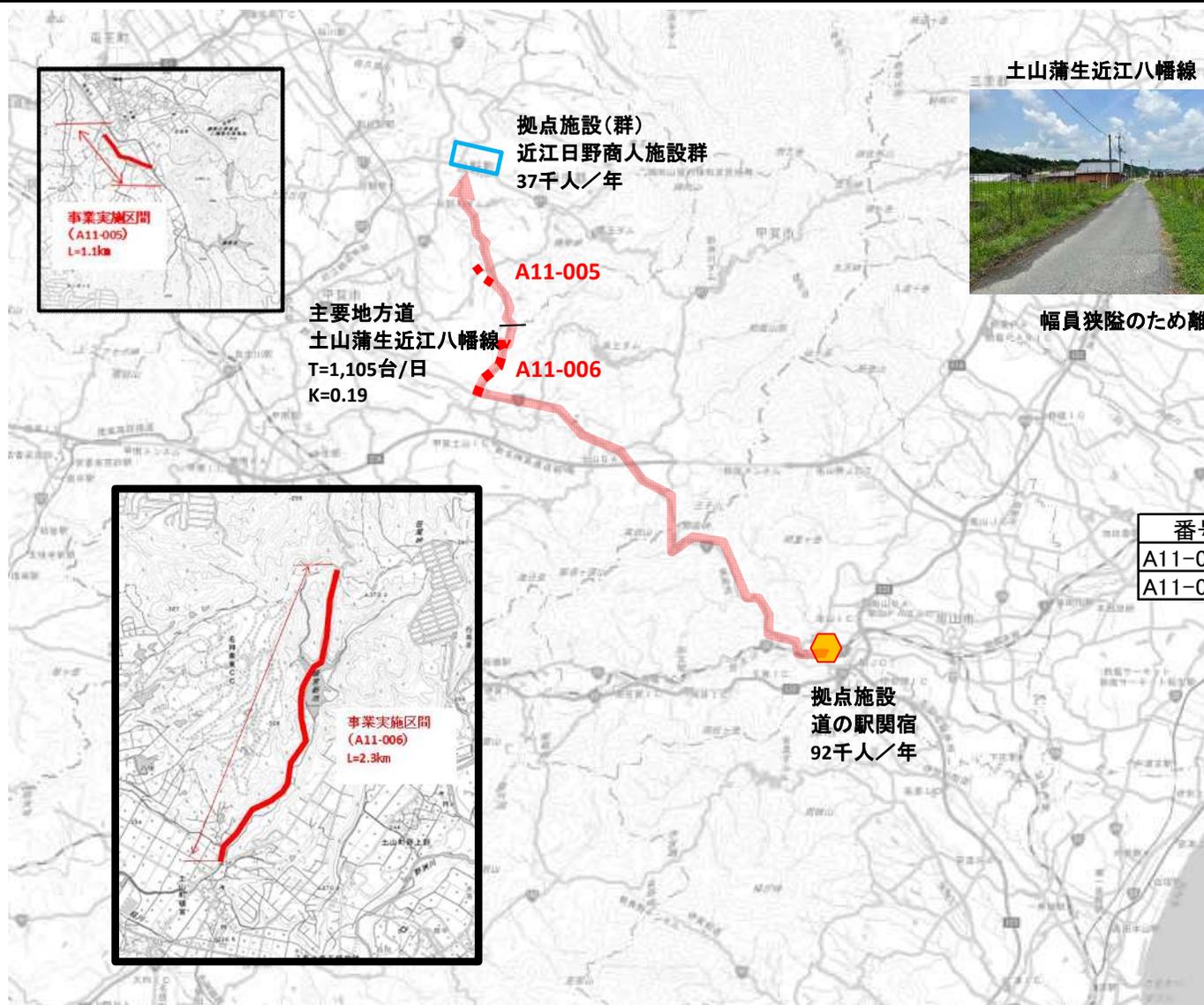
(一)雨降野今在家八日市線 中岸本工区(滋賀県) 事業実施箇所図



(主)近江八幡竜王線 岩倉工区(滋賀県) 事業実施箇所図



(主)土山蒲生近江八幡線 鎌掛工区、(主)土山蒲生近江八幡線 頓宮工区(滋賀県) 事業実施箇所図

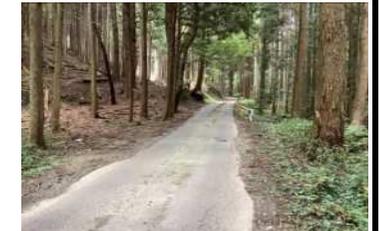


土山蒲生近江八幡線 鎌掛工



幅員狭隘のため離合困難

土山蒲生近江八幡線 頓宮工



幅員狭隘のため離合困難

番号	事業内容	アクセス経路
A11-005	バイパス整備	1
A11-006	現道拡幅	1

- 基幹事業(道路)
- 主要アクセス
- 拠点施設
- 拠点施設(群)

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

近江八幡市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

近 江 土 第 660 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 12 日

滋賀県知事 様

近江八幡市長 小西 理
(公 印 省 略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日付け滋道整第 41 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

近江八幡市
都市整備部 土木課
設計・施工 G
TEL:0748-36-5556

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

甲賀市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

甲 建 事 第 6 8 1 号
令 和 8 年 (2026 年)2 月20 日

滋賀県知事 あて

甲賀市長 岩永 裕貴
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和8年(2026年)2月9日付けで照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

東近江市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

東 道 第 1 3 3 6 号
令和8年(2026年)2月12日

滋賀県知事 あて

東近江市長 小 椋 正 清
(公 印 省 略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和8年(2026年)2月9日付け、滋道整第41号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

日野町長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

日 建 第 0 2 1 7 0 5 号
令和 8 年(2026 年)2 月 17 日

滋賀県知事 殿

日野町長 堀江 和博
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付け滋道整第 41 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

愛 荘 町 長 様

滋 賀 県 知 事 三 日 月 大 造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

愛 建 第 3 2 5 4 号
令和 8 年 2 月 10 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

愛荘町長 有村 国知
(公 印 省 略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日付け滋道整第 41 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

豊郷町長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

豊地整第58号
令和8年(2026年)2月20日

滋賀県知事 様

豊郷町長 伊藤 定勉
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和8年(2026年)2月9日付け滋道第41号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 4 1 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 9 日

多賀町長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について (照会)

本県では、社会資本整備総合交付金 (広域連携事業) の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」 (平成 19 年法律第 52 条) (以下、「広域活性化法」という。) に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 鈴鹿山脈を基軸とした周遊観光を促進する三重・滋賀の広域的地域活性化計画 (重点③)

2. 回答期限

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 千葉 電 話：077-528-4136 メー ル：ha03@pref.shiga.lg.jp

多 地 整 発 第 6 2 号
令和 8 年(2026 年)2 月 20 日

滋賀県知事 様

多賀町長 久保 久良
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について (回答)

令和 8 年(2026 年)2 月 9 日付け滋道第 41 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。